

40 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月27日、静岡県焼津市の住民1人から、金属加工会社、焼津市及び静岡県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人金属加工会社が操業する工場からの騒音・振動並びに被申請人市及び県の不適切な対応により、申請人が肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。